（中間貯蔵・環境安全事業株式会社法施行規則の一部改正）

第二十条　中間貯蔵・環境安全事業株式会社法施行規則（平成十六年環境省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第十六条を次のように改める。

第十六条　削除

別記様式を削る。

（廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令の一部改正）

第二十一条　廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成十七年環境省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条及び様式第九号を削る。

（特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可等に関する省令の一部改正）

第二十二条　特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可等に関する省令（平成十九年環境省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条を次のように改める。

第十三条　削除

（水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第二十三条　水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法施行規則（平成二十二年環境省令第九号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条　削除

第七条を削る。

様式第一及び様式第二を削る。

（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第二十四条　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条　削除

第三十七条を次のように改める。

第三十七条　削除

第六十四条に次のただし書を加える。

ただし、環境省の職員が立入検査等をするときに携帯すべき証明書については、この限りでない。

様式第四号を次のように改める。

様式第四号　削除

様式第五号を次のように改める。

様式第五号　削除

「環境省
様式第十一号表面中　（都道府県　を「都道府県
・市町村）」　　・市町村」に、「環境大臣（都道府県知事・市町村長）」を「都道府県知事・市町村長」に改める。

（動物の愛護及び管理に関する法律に基づく指定登録機関に関する省令の一部改正）

第二十五条　動物の愛護及び管理に関する法律に基づく指定登録機関に関する省令（令和三年環境省令第九号）の一部を次のように改正する。

第九条を次のように改める。

第九条　削除